

# 特定非営利活動法人 伝統木構造の会 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 伝統木構造の会 という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 この法人は、前項の他、従たる事務所を愛知県春日井市及び長野県塩尻市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、国民に対して、世界に誇るべき優れた木造建築を数多く創り出してきた大工技術による伝統構法は、日本の伝統文化の根幹なすものであるが現在は社会環境の変化により消滅の危機に瀕していることから、その保存と継承に資する事業を行い、もって建築文化の向上と住環境の改善に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、この法人の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 科学技術の振興を図る活動
- (6) 経済活動の活性化を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用の機会の拡充を支援する活動
- (8) 消費者の保護を図る活動
- (9) 前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助活動

### (事業)

第5条 この法人は、第3条に掲げる目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業

1. 伝統木造構法を保存・継承・発展させるための事業
2. 伝統木造構法の復権と振興に必要な良好な環境の醸成事業
3. 伝統木造構法に関する調査・検証・研究等の資料・成果・情報等の収集事業

4. 伝統木造構法の技術に関する研究者・技術者・技能者等の人材育成事業
  5. 伝統木造構法の設計・指導・助言・審査・認証・顕彰に関する事業
  6. その他、目的を達成するために必要な事業
- (2) その他の事業
1. 歴史・文化・建築・デザイン等に係わる書籍・映像等の制作販売に関する事業
  2. 歴史・文化・建築・デザイン等に関する講習会等の運営事業
  3. 建築の調査・診断・設計・法令に基づく手続き・施工・工事監理等に関する業務
  4. 建築に関わる家具や器具・金物等の設計・製作・販売に関する事業
  5. 建築の建築確認審査、検査等に関する事業
  6. その他、上記に関連する事業
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない範囲で行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

### 第3章 会員

#### (種別)

- 第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。
- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
  - (2) その他の会員 別に理事会において定める

#### (入会)

- 第7条 この法人に入会を希望するものは、理事会にが別に定める手続きを行うことにより、隨時会員となることができる。

#### (入会金及び会費)

- 第8条 会員は、理事会で定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

#### (退会)

- 第9条 会員は、理事会が定める退会届を理事会に提出して、任意に退会することができる。

### 第4章 役員及び職員

#### (役員)

- 第10条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 10人以上30人以下
  - (2) 監事 1人以上3人以下
- 2 理事のうち、1人を会長、2人以上5人以下を副会長とする。

#### (選任等)

- 第11条 理事は、理事会において正会員のうちから選任し、総会に報告する。
- 2 会長及び副会長は、理事会に於いて理事の互選により定め総会に報告する。
  - 3 監事は、理事会において選任し、総会に報告する。
  - 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

- 第12条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
  - 3 監事は、この定款に定める他、法第18条に規定する職務を行う。

(任期等)

- 第13条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。
- 2 役員の解任、退任に関する事項は、理事会において定める。

(職員)

- 第14条 この法人は、この法人の事務を処理するために事務局を置く。
- 2 事務局の職員及び組織・運営に関する必要な事項は、理事会において定める。

## 第5章 会議

(種別)

- 第15条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

- 第16条 総会は、正会員をもって構成する。
- 2 理事会は、理事をもって構成する。
  - 3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることが出来る。

(権能)

- 第17条 理事会は、この定款に定めるものの他、業務の執行に必要ある事項を議決する。

(開催)

- 第18条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
    - (1) 理事会が、臨時総会の開催が必要と議決し、招集の請求をしたとき。
    - (2) 理事定数の2倍以上の正会員から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
    - (3) 法第18条第1項第4号の規定により、監事から招集があったとき。
  - 3 前項に於いて、上程予定の議案について、書簡による可否を諮る場合には、有効回答総

- 数が正会員の総数の過半を超えたとき、その過半の可否をもって臨時総会の議決に替えることができる。
- 4 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 会長が必要と認めた場合。
  - (2) 理事定数の3分に1以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

#### (招集)

- 第 19 条 総会および理事会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、会長が招集する。
- 2 総会は、会議の日時、場所、会議の議長予定者名、会議の目的たる議決事項およびその内容を記載した書面をもって、少なくとも 15 日前までに招集通知を発信して、招集を行わなければならない。
- 3 理事会を招集する場合は、会議の日時、場所及び目的たる審議事項を、開催日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。但し、議事が緊急を要する場合において、会長が必要を認めて招集するときは、この限りではない。
- 4 前条第 2 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 4 項第 2 号の請求があった場合には、会長は速やかに会議を招集しなければならない。

#### (会議の運営)

- 第 20 条 総会の議長は、会長の指名による。
- 2 総会及び理事会の運営方法は、この定款に定める他、理事会が定める。



#### (定足数)

- 第 21 条 総会は、理事定数の過半数及び理事定数の 2 倍以上の正会員が出席しなければ、開催できない。
- 2 理事会は、理事在任者の過半数又は 10 名以上が出席しなければ、開催できない。

#### (議決)

- 第 22 条 総会の議決事項は、第 19 条第 2 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。但し、緊急の議事で総会構成員の過半数の同意があった場合には、この限りではない。
- 2 総会の議事は、議決に参加する構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 総会および理事会の議決について、特別の利害関係を有する構成員は、その議事の議決に加わることができない。

#### (表決権等)

- 第 23 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の出席できない正会員は、表決を記載した書面、又は、表決を委任した旨と委任者

名を記載した書面を、議長予定者のもとに、当該総会の前日までに送達しておかなければならぬ。但し、表決を委任した場合には、その受任者が当該総会に出席しないときは、その効力は無効とする。

- 4 前2項の規定により、表決権を行使若しくは委任した正会員は、第21条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

## 第6章 地域代表及び委員会

### (地域代表)

第24条 この法人は、会員と連絡を密に行うために、各地域毎に代表をおくことができる。

- 2 地域代表及び理事会は、代表者会議を構成することができる。
- 3 地域代表の職務および権限は、理事会において定める。

### (委員会)

第25条 この法人は、事業の円滑な遂行のために、委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、定められた事業について、業務を遂行することができる。
- 3 委員会の組織及び運営や権限に関して必要な事項は、理事会において定める。

## 第7章 資産及び会計

### (資産に関する事項)

第26条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

### (資産の管理)

第27条 この法人の資産は会長が管理し、その方法は理事会が定める。

### (経費の弁済)

第28条 この法人の経費は、資産をもって弁済する。

### (会計の原則)

第29条 この法人の会計は、法第27条に従って行うものとする。

### (会計の区分)

第30条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の

事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

- 第31条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事会が作成し、当該事業年度開始前に監事の承認を受ける。
- 2 当該事業年度中の事業計画及び収支予算の変更は、理事会が定め監事の承認を受ける。

(事業報告及び決算)

- 第32条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、事業年度終了後に遅滞なく理事会が作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の議決を経なければならない。
- 2 前項の監事の監査を経た事業報告書、収支計算書、財産目録及び貸借対照表は、役員名簿、役員の内前年度に報酬を受けた者の名簿、正会員10名以上の名簿を添えて、当該事業年度終了後3ヶ月以内に所轄庁に提出しなければならない。

(剰余金)

- 第33条 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

- 第34条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

第8章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

- 第35条 この法人の定款の変更は、総会において第22条第2項に定める議決を経た上で、法第25条第3項に規定する軽微な事項以外は、所轄庁の認証を得た上でなければ行うこと ができない。
- 2 前項の軽微な事項に係る定款の変更を行った場合には、速やかに所轄庁にその旨届けでなければならぬ。

(解散)

- 第36条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、総会において第22条第2項に定

める議決を経た上でなければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第37条 この法人が解散したときの残余財産は、法第11条第3項の範囲内で、総会の議決により譲渡先を決めるものとする。

(合併)

第38条 この法人が合併しようとするときは、総会において第22条第2項に定める議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければ合併することができない。

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、この法人の指定する掲示場に掲示するとともに、官報及びこの法人の活動に協賛する新聞等に掲載して行う。

第9章 雜則

(細則)

第40条 この定款の施行について必要な規則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人が法人として成立した日(以下「設立日」という)から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会長	増田 一眞
副会長	鶴崎 健一
副会長	前川 康
理事	三浦 清史
理事	井上 説子
理事	石田 信男
理事	杉浦 敬彦
理事	上野 英二
理事	東海林 修
理事	松本 昌義
監事	野木 道記

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第13条の規定にかかわらず、成立の日から平成19年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第31条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第34条の規定にかかわらず、成立日から平成18年

- 6月30日までとする。
- 6 この法人の設立当初の正会員の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、設立総会で定める。

当法人の定款に相違ありません

特定非営利活動法人 伝統木構造の会  
理 事 増田 一  
